

令和5年8月25日

## 質疑回答書

高知市長 岡崎誠也

番号	質疑事項	回答
1	高知市指定の見積書では、A・B・C・Dのグループ別に年額を算定する様式となっているが、当方にて、グループ内でさらに細分化した内容に変更を行うことは可能か。	見積書については、グループの変更を行わずに提出してください。
2	予備電力の基本料金単価について、銭単位でなければならないか。	原則、円単位で小数点第2位までの記載してください。 ただし、小数点第3位以下で記載する場合は、必ず欄外に理由を付記してください。
3	「見積書」に記載されているグループ別の合計使用量及び「仕様書別紙2-2(契約電力及び予定使用量)」に記載されているグループ別の合計値は一致しているが、内訳を合算した値とは不一致となっている。どちらで算定すべきか。	Cグループの「予定数量」については、3か年の平均値をとっているため、端数処理の都合で合計値が一致していません。 本市が「見積書」(様式第7号)に記載済の「予定数量」にて、算定してください。
4	仕様書別紙1-1に記載のある【バイオマス】及び【非バイオマス】については、FIT及び非FITという認識か。	高知市清掃工場の固定価格買取制度のもとでの電気の売却は、令和4年6月末で終了しました。したがって、本契約で売却する電気は、FIT分は無く、全て非FIT分となります。バイオマス分は売却する電気の電力量にバイオマス比率を乗じたもの、非バイオマス分は売却する電気の電力量からバイオマス分を差し引いたものとなります。
5	契約保証金は、銀行保証書でも可能という認識でよろしいか。 また、契約保証金の納付に関しては、契約者と通知頂き1~2週間のお時間を頂くことは可能か。	契約の保証は、電力売買契約書(案)第5条第3項の規定のとおり、銀行の保証でも可能です。 また、契約保証金の納付については、競争見積の結果の通知から2~3週間を見込んでおります。
6	契約保証金の納付金額は、【14 保証基準額の算定(2)】の①~⑩のうちの最大金額という認識でよろしいか。	契約保証金の納付金額は、保証基準額以上の額です。保証基準額は、①~⑩のうちの最大金額に、その金額に対する消費税及び地方消費税の額を加えた額です。 例えば、見積単価を設定した結果、⑦が①~⑩のうちの最大金額100,000,000円であった場合には、保証基準額は、これに消費税及び地方消費税の額10,000,000円を加えた110,000,000円となります。少なくともこの金額を契約保証金として納付していただくことになります。
7	2024年度から始まる予定の発電側課金は、高知市側の負担でよろしいか。	本市側の負担となります。

番号	質疑事項	回答
8	<p>弊社は、1施設に対して一枚の請求書の作成となっておりますが、よろしいか。</p> <p>また、分割請求には対応できかねます。お支払いに関するも、例1のようなご要望の場合は、お客様から入金の内訳を事前にお知らせいただくことになりますが、ご了承いただけるか。</p> <p>(例1) 庁舎○,○○○円 自販機○,○○○円に分けて別々で入金します。</p>	<p>分割請求が必要な施設はありません。電気料金の請求については、仕様書第3章「12 料金の請求及び支払」のとおりです。</p> <p>なお、提出データは、仕様書第3章「12 料金の請求及び支払」に定める全ての項目の提出が必要となります。</p>
9	地域の一般電気事業者が値上げをした場合、弊社も値引き%は変えずにスライドで値上げをさせていただくことになりますが、その際契約単価見直しを対応していただくことは可能か。	単年契約のため、原則として契約単価の見直しは行いません。ただし、電力売却契約書(案)第20条に規定する場合を除きます。
10	見積書に割り印は必要か。 また、見積書の日付の指定はあるか。	見積書への割り印は必要ありません。 また、見積書の日付は、公告(令和5年8月7日)から提出期限(令和5年9月19日)までの日付でご提出ください。
11	契約電力500kW以上の施設において、今回の供給開始期間から契約電力の増減はあるか。	契約電力の増減の予定はありません。
12	予定使用電力等のデータをエクセル・ワード形式にて頂くことは可能か。	仕様書別紙2「予定使用電力量」のデータ(エクセル形式)を財産政策課ホームページに掲載します。
13	本庁舎にて予備電源の記載があるが、予備線ではなく、予備電源でお間違いないか。	本庁舎は、予備電源で間違いません。
14	自家発補給電力の契約は無い認識でお間違ないか。	間違いません。
15	弊社は、蓄熱割引等の特別な契約はございませんがよろしいか。	構いません。
16	<p>受変電設備(キュービクル)が地下にある施設はあるか。</p> <p>※地下にあるとなると、電波の問題で電力使用量の30分値が取れない恐れがあるため、新電力メータ交換の際アンテナを上げる工事が必要となり、工事代を負担していただく場合がありますが、ご対応していただけるか(弊社は、工事代を負担することはできません。)。</p>	受変電設備が地下にある施設はありません。
17	工事負担金に関して、お客様の都合で新設備設置・工事が着工する際に発生しました工事金などは弊社負担することができますが、ご対応いただけるか。	<p>工事負担金について、本市の都合による工事等が発生した場合には、本市で対応します。</p> <p>また、そのような工事が必要となった場合には、事前に協議をさせていただきます。</p>

番号	質疑事項	回答
18	請求金額お支払いを行う際のお支払方法について、お教えいただけるか(振込又は引き落とし)。	<p>受注者が本市から請求された金額の支払方法は、本市が発行する納入通知書による納付又は本市が指定する振込口座への振込のいずれかとなります。</p> <p>また、本市が受注者から請求された金額の支払方法は、原則として振込口座への振込となります。</p>
19	仕様書11検針結果の通知に関して、(1)(2)に記載のある30分値データはエクセル形式で取得可能となりますが、①契約電力等に関しましてはエクセル形式ではなくPDFでの提供となりますか、よろしいか。	<p>仕様書第3章「11 検針結果の通知」に記載しているとおりです。</p> <p>ご通知いただくデータは、関係機関に報告を行う際などの重要な参考資料となります。</p> <p>本市において、遺漏のない情報の取りまとめができるよう、エクセル形式又はCSV形式によるデータの作成、ご提出にご協力をお願いいたします。</p>